

労働者派遣事業に関わる情報提供

平成24 年10 月1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23 条第5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

① 1 日の平均派遣労働者数	0 名
② 派遣先事業所件数	0 件
③ マージン率	-%

（対象期間 2024 年 4 月～2025 年 3 月）※1

※派遣労働者の賃金は弊社給与規定に準じた額であり、派遣料金との関連性はありません。

■マージンに含まれる費用

- ・ 社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料などの会社負担分）
- ・ 有給休暇費用（年次有給休暇取得時にかかる賃金）
- ・ 会社運営費用（労務管理費、募集採用費、事務所費、水光熱費、福利厚生費、営業費等）
- ・ 営業利益
- ・ その他諸費用

■派遣労働者の待遇の決定方法

労使協定方式

- ・ 対象となる派遣労働者の範囲：すべての派遣労働者
- ・ 協定の対象期間：2024 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

■教育訓練に関する事項

訓練種別	対象者となる派遣労働者	訓練方法	費用負担	賃金支給
新規採用者訓練	新規採用者	OFF-JT	無償	有
製品操作訓練	派遣労働者	OJT	無償	有
情報セキュリティ研修	派遣労働者	OFF-JT	無償	有
職能別・職種転換・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	OJT/OFF-JT	無償	有

・キャリアコンサルティング相談窓口：03-5405-8120